

V-High 放送に係る制度整備（案）の概要

1 リアルタイム型映像サービスを中心とする放送の可能化

(1) 経緯及び基本的考え方

- ① 移動受信用地上基幹放送のうち V-High 帯（207.5～222MHz）を使用する放送（V-High 放送）は、当初、「映像・音響・データ」、「リアルタイム型・蓄積型」といったサービスを柔軟に組み合わせる放送である「マルチメディア放送」による普及を図ることとされ、この方針に基づき、既に 1 事業者が 13 セグメント分の基幹放送業務認定を受けて平成 24 年 4 月 1 日よりマルチメディア放送を開始した。同社のサービスは平成 25 年 9 月 1 日には加入件数が 150 万件を超えている。
- ② V-High 放送の全 33 セグメントの周波数のうち、当該割当済みの 13 セグメント分を除く 20 セグメント分については、現在は使用されていないが、これらについて基幹放送局提供業務を行う事業者が、1 セグメント当たり年間約 5 億円とされていた基幹放送局設備供給役務の料金を大幅に値下げする旨の発表を、平成 25 年 7 月 31 日に行っている。
- ③ 総務省は、これらの状況を踏まえ、周波数の有効利用と多様な放送サービスを促進するため、未使用の 20 セグメント分について新たに基幹放送事業者の参入を募ることとし、これに先立ち、あらためて参入希望事業者側における最新の周波数需要等を把握することを目的として、平成 25 年 8 月 5 日から 9 月 4 日までの間、参入希望調査を実施した。
- ④ 調査の結果、29 者の事業者から最大 55 セグメント分の参入希望が寄せられたが、全体として、以下のような顕著な傾向がみられた。

ア 全 29 者のうち 28 者は既存の衛星基幹放送においてテレビジョン放送の事業を営む放送事業者等であり、これらの者による周波数需要は上記 55 セグメントのうち 53 セグメントを占めた。

イ これらの既存事業者 28 者のうち、サービス内容を全く未定とする事業者（2 者）を除く全 26 者が、「マルチメディア放送」（「映像・音響・データ」、「リアルタイム型・蓄積型」といったサービスを柔軟に組み合わせる放送）ではなく、リアルタイム型映像サービスを中心とする放送（映像の精細度は地上デジタル放送等には及ばないが、法令上は「テレビジョン放送」に該当。以下「映像放送」という。）の実施を主として希望した。

ウ これらの映像放送を希望する 26 者のうち 20 者が、自らが既に衛星基幹放送等

において営んでいる既存のテレビジョン放送サービスと同時同内容の放送（サイマル放送）を主として希望した。

- ⑤ これらの事業計画に至った背景として、多数の事業者が主張する点を総合すれば、おおむね以下のとおりである。

ア 衛星放送・ケーブルテレビは、これまで、地上デジタル放送だけでは十分に満たしきれない、国民視聴者の多様な視聴ニーズに対応する専門チャンネル等を中心として発展してきたが、これらの放送は固定受信メディアであるところ、昨今のスマートフォン等の普及に伴い、外出先から番組を視聴したいといった移動受信の視聴ニーズが高まっている。

イ インターネット上の動画配信プラットフォームを活用すれば、スマートフォン等の通信回線経由で動画サービスを提供することが可能であるが、著作権等の権利処理の問題や、アクセスが集中する時間帯における輻輳等の技術的問題があり、現実にはリアルタイム型の映像配信を本格的に実施することは難しい。この点、**V-High** 放送は、放送波によるサービス提供であるため、権利処理が比較的容易であるとともに、輻輳が生じるおそれが全くないという利点を有する。

ウ 実績ある衛星基幹放送等が外出先等からも視聴できるようになることは、国民視聴者の利便に資する画期的な取組であり、単純なサイマル放送であっても、社会的意義を有する。

エ 蓄積型放送については、その実施を求める声が視聴者から寄せられておらず、設備投資に見合うメリットがあるか分からない。蓄積型放送の機能は、端末側の録画機能によっても、ある程度は代替できる。輻輳のおそれがない放送波ならではのメリットを活かす観点からは、リアルタイム視聴のニーズが強いコンテンツこそが、むしろこの **V-High** 放送のインフラにはふさわしい。

- ⑥ 総務省としては、今般、このような参入希望事業者側の意見には一定の合理性があるものと認め、**V-High** 放送の普及政策については、従来の「マルチメディア放送」に加え、映像放送による参入をも可能とすることが、国民の共有財産である周波数資源の有効活用に資するものであり、かつ、放送が国民に最大限に普及され、その効用をもたらす観点から適切であると判断した。

(2) 映像放送の可能化に伴う制度整備の概要

V-High 放送において映像放送による参入を可能とするため、以下のような制度改正を行うこととする。

① いわゆる「マルチメディア特性」の審査の免除

ア V-High 放送に係る従来の審査においては、「マルチメディア放送」による普及を図ることを前提として、「映像、音響、信号等の情報及びリアルタイム型放送番組又は蓄積型放送番組の放送番組の形態を柔軟に組み合わせることができるという特性」（いわゆるマルチメディア特性）を生かしたサービスの推進に十分配慮することとされていたが、このような特性を映像放送による申請に対しても求めることは必ずしも適切でないことから、映像放送による申請に対しては、マルチメディア特性の審査を免除することとする。

・基幹放送普及計画「第1」「1」「(1)」「ウ」等

イ 他方、申請に対し指定することができるセグメント数が不足し、比較審査を行うこととなった場合には、マルチメディア特性に係る創意工夫を生かした取組を行おうとする申請に対し、総合評価において一定の加点を行うこととする。ただし、この場合においては、審査の公正を確保する観点から、例えば、当該取組を行おうとする申請であるにもかかわらず、当該取組のために要する設備投資等の費用が適正に計上されていないといった内容の事業計画は、事業計画の確実性を審査する際に、費用算出の適正性を有しないものとして考慮することとする。また、当該費用を適正に計上している場合であっても、それに見合う収入増が客観的な根拠をもって示されなければ、その分、事業計画の確実性が相対的に低下することにより、上記加点と併せてもトータルで減点として作用する可能性がある。

・放送法関係審査基準「別紙4」「2」「(9)」「ア」
・放送法関係審査基準「別紙4」「2」「(1)」「※1」「※2」

② 申請枠制度の廃止

ア V-High 放送に係る従来の審査基準においては、蓄積型放送等を柔軟に組み合わせで行うものである「マルチメディア放送」を実現するためには、ある程度まとまったセグメント数が必要となることから、大規模枠、中規模枠、小規模枠からなる、いわゆる「申請枠制度」を設けていた。

イ しかしながら、参入希望調査の結果を踏まえると、今後は映像放送による参入が主となると想定されることから、セグメントの稀少性にかんがみ、より多くの事業者による参入を可能とするため、映像放送による申請については、1チャンネルごとに申請することとし、申請枠制度は廃止することとする。

・放送法施行規則第61条第3号

ウ また、映像放送については1チャンネル当たり概ね1～3セグメントを使用することが想定されることから、これを1つの目安として、放送番組の数の目標を設定することとする。

・基幹放送普及計画「第3」「2」「(5)」

エ なお、上記のとおり、参入希望調査の結果を踏まえ、申請枠制度を廃止し、放送番組の数の目標の設定に当たっても映像放送による参入を主に想定するものの、引き続きマルチメディア放送による申請も可能である。この場合において、当該申請に対して割り当てるセグメント数は、申請者が希望しているセグメント数の妥当性を、当該申請者が計画するサービスの具体的内容や計画の熟度、他の申請との間の優先順位等を勘案しつつ、個別に審査することとなる。

2 その他の制度整備

① 審査基準の恒久規定化

ア 第1回の認定の審査基準は平成23年8月3日から9月2日までに受け付けた申請に係る時限的な審査基準であったところ、V-High放送も既に実用化されて1年半近く経過し、普及途上にあるメディアであり、認定申請受付も今回は2回目となることから、今後、空き周波数が生じた場合に認定申請をすみやかに受け付けることが可能となるよう、審査基準を恒久規定として定めることとする。

イ 審査基準の内容は、同様に全国を放送対象地域とする衛星基幹放送に準じつつ、V-High放送の特性を加味して定めることとする。

・放送法関係審査基準「別紙2」及び「別紙4」

② 比較審査における早期普及の重視

ア 比較審査においては、基幹放送としての社会的役割を勘案し、衛星基幹放送に準じて、「字幕番組の充実」、「災害放送の実施」といった、いわゆる社会的審査基準を恒久規定として整備することとしているが、V-High放送は衛星基幹放送と比較して、なお普及途上にあるメディアであり、当面はその早期普及が最優先の課題となることから、時限措置として、平成27年3月末までの間は、社会的審査基準のうち、絶対審査又は第一次比較審査において最低限の審査を行うものは、第二次比較審査の対象からは免除することとし、「事業計画の確実性」等、早期普及に資する審査基準を重視することとする。

・放送法関係審査基準「附則」第3条

イ 早期普及に資する審査基準のうち「事業計画の確実性」は、基幹放送業務の根幹である財政面・番組編成面の両面からみた事業遂行能力を総合的に審査するものであり、申請に係る様々な取組を実現する上で共通の基盤となるものであることから、特に重視するものとする。

- ・放送法関係審査基準「別紙4」「2」各号列記以外の部分後段及び「(1)」

③ 有料放送管理業務の制度の整備

参入希望調査の結果、V-High 放送においては、今後、多様な資本系列に属する事業者による有料放送事業への参入が想定されることとなったため、有料放送管理業務の公正な運営等を確保する観点から、衛星基幹放送等に準じて、10以上の有料放送事業者のために有料放送管理業務を行おうとする者に対し届出義務を課すこととし、その取引上の優越的地位の濫用行為等を総務省として適切に監視していくことを可能とする。

- ・放送法施行規則第176条

④ その他所要の規定の整備

上記制度改正等に伴い、所要の規定の整備を行う。

以上